

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果(見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成24年度空港保安防災教育訓練センター高圧ガス製造設備等運用業務請負	支出席行為担当 長田 太 航空局 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	一般競争入札を行ったところ、再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	15,303,011	15,225,000	99.5%	3	特財	国所管	1		本事業は、消火訓練施設の安全管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当初一般競争入札を実施した結果、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2の規定により随意契約しているものである。	有
平成24年度新千歳空港他4空港消防等業務請負	江口 稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結したものである。	484,094,634	484,050,000	100.0%	3	特財	国所管	1	本契約の最終支出額は、484,212,095円である。	本事業は、消化救難業務等における空港の安全管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当初一般競争入札を実施した結果、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2の規定により随意契約しているものである。	有
平成24年度東京国際空港他4空港消防等業務請負	江口 稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結したものである。	491,023,243	490,875,000	100.0%	3	特財	国所管	1	本契約の最終支出額は、491,201,449円である。	本事業は、消化救難業務等における空港の安全管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当初一般競争入札を実施した結果、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2の規定により随意契約しているものである。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
平成24年度東京国際空港他1 空港有害鳥類防除業務請負	江口 稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5 項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締 結したものである。	158,384,522	158,025,000	99.8%	3	特財	国所管	1	単価契約 本契約の 最終支出 額は、 157,982,50 4円であ る。	本事業は、航空機の鳥衝突防止を通じ た航空の安全の確保といった政策目的 の達成のために必要な支出であるが、 当初一般競争入札を実施した結果、会 計法第29条の3第5項及び予算決算 及び会計令第99条の2の規定により 随意契約しているものである。	有
平成24年度新千歳空港他1空 港有害鳥類防除業務請負	江口 稔一 東京航空局 東京都千代田区九段南1-1-15	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-15-12	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5 項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締 結したものである。	54,027,639	53,550,000	99.1%	3	特財	国所管	1	単価契約 本契約の 最終支出 額は、 53,552,162 円である。	本事業は、航空機の鳥衝突防止を通じ た航空の安全の確保といった政策目的 の達成のために必要な支出であるが、 当初一般競争入札を実施した結果、会 計法第29条の3第5項及び予算決算 及び会計令第99条の2の規定により 随意契約しているものである。	有
平成24年度 東京国際空港場 周警備設備等保守業務請負	堤 清 東京空港事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H24.4.1	航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-16-4	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5 項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締 結したものである。	75,622,705	75,600,000	100.0%	3	特財	国所管	1	本契約の 最終支出 額は、 77,131,845 円である。	本事業は、首都圏空港の機能強化と いった政策目的の達成のために必要 な支出であるが、当初一般競争入札を 実施した結果、会計法第29条の3第5 項及び予算決算及び会計令第99条の 2の規定により随意契約しているもの である。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.2	(財)日本道路交通情報センター	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としているものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要である。 財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。設立以来、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、当センターは、収集業務に関して、各地方整備局はもとより、各都道府県、各高速道路株式会社や公社等からきめ細かな情報を収集できる情報網を有している唯一の団体であり、当該業務に関する機器・人員等を有する全国組織として、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる団体である。 また、昨年度まで約40年間にわたり本業務を受託して長年の経験の中で培った知識や業務実績から、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	-	207,147,000	-	3	特財	国所管	-		本業務は、異常気象や道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、適時適切に道路利用者への情報提供を行うものであり、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有
平成24年度 清龍丸使用バース貸借 H24.4.1～H25.3.31 借入	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 高橋 浩二 中部地方整備局 名古屋築地町2番地	H24.4.2	(財)名古屋港埠頭公社 名古屋港区空見町40	会計法29-3-4 (公募随契)	12,347,388	12,347,388	100.0%	3	特財	国所管	1	単価	本業務は、淡路丸回収船の適切な運用といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			継続支出の 有無
道路の有する多様な機能に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.9	(財)道路新産業開発機構	本業務では、交通機能、空間機能のほか、歴史性、文化性など道路の有する機能や価値に着目し、その機能が最大限発揮できるようにするため、以下の検討を行う。 (1)道路と地域資源に関係した資料の収集 (2)道路の有する機能に着目した分類整理 (3)道路の機能や価値の再評価の項目の検討 (4)道路が有する機能を最大限発揮できる仕組みの検討 本業務の実施にあたっては、道路の歴史や文化等に関連した資料の収集を行い、道路が有する交流機能等に着目した分類を行う上で豊富な経験と高度な知識が求められるとともに、道路が有する機能を最大限発揮する仕組みについて、技術提案の具体的な業務内容に重点をおいて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会を実施した。 その結果、企画提案書を提出したのは、財団法人道路新産業開発機構1者であったが、提案書等に基づき審査を行った結果、管理技術者及び担当技術者の知識、経験及び実務実施能力並びに技術者評価(ヒアリング)において優れており、企画競争委員会及び道路局企画競争有識者委員会において、本業務を遂行するに当たって適した業者であると認められたところである。 以上のことから、当該業務の実施者として唯一の業者であると判断し、財団法人道路新産業開発機構と随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,991,000	11,928,000	99.5%	6	特財	国所管	1		本業務は、交通機能、空間機能のほか、歴史性、文化性など道路の有する機能や価値に着目し、その機能が最大限発揮できるようにするための検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきているが、一者応募となっているものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
建設業取引適正化センター設置業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.10	(財)建設業適正取引推進機構	企画競争 会計法第29条の3第4項、 予算令第102条の4第3号 本業務では、建設工事の請負契約に関する相談窓口を設置し、運営させることとなるため、「適正化センターの設置及び運営のための業務方針及び着視点」を特定テーマとする企画競争方式による企画提案書を公募し、審査することとした。 公募の結果、「社から企画提案書の提出があり、提出された企画提案書について、「業務実施体制」、「運営方針」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。その結果、財団法人建設業適正取引推進機構の提案は、次の点で本業務を適切に実施できるものと判断される。 ・「業務実施体制」においては、本業務を行うに際し適確な業務経歴を有しており、専任性を保持できること ・「運営方針」においては、十分な業務理解度を有しており、実施手順についても適切であること ・「特定テーマに対する企画提案」においては、本業務の重要箇所を理解しており、説得力や具体性のある提案内容であること 以上のことから、本業務の実施者として財団法人建設業適正取引推進機構を選定することとした。	57,435,243	57,351,000	99.9%	2	特財	国所管	1		本業務は、建設工事の請負契約に関する紛争の防止・解決といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、点検の結果、より競争性の高い契約形態へ移行することにより、競争性を向上・確保するため、平成26年度以降に一般競争入札へ契約方式を見直すこととする。	有
平成24年度 道路事業における多様な整備効果の評価手法に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.17	(財)国土技術研究センター	本業務は、道路事業の評価手法の充実を図るため、渋滞解消や交通事故の削減、防災機能といった多様な効果を総合的に評価する手法の策定、構築された評価手法の試行、実用化に向けた課題の整理などについて、検討することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、道路の事業評価手法の実用化にむけた課題の整理、また、道路の多様な効果を総合的に評価する手法の検討など、豊かな経験と高度な知識が求められることから、本業務を実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 その結果、上記業者は、企画提案内容の実現性、業務実施手順、技術者評価ヒアリング時の取組姿勢等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の業者であると判断し、会計法第 29条の3第4項、予算令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	11,991,000	11,991,000	100.0%	2	特財	国所管	4		本業務は、道路事業の評価手法の充実を図るため、渋滞解消や交通事故の削減、防災機能といった多様な効果を総合的に評価する手法の策定、構築された評価手法の試行、実用化に向けた課題の整理などについて検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
踏切対策の効果検証に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.4.24	(財)国土技術研究センター	本業務は、全国に存在する対策すべき踏切について、計画的・重点的に対策を進めるための踏切データを調査し、今後の踏切対策の効果の検証を行うものである。 実施にあたっては、踏切対策についての社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。 このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案してもらい評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。その結果、実務実施能力における総合評価において優れており、本業務を遂行し得る十分な能力を有する業者であると認められた。 以上の理由から、上記業者は本業務を実施し得る唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。	19,960,500	19,950,000	99.9%	2	特財	国所管	4		本業務は、全国に存在する対策すべき踏切について、計画的・重点的に対策を進めるための踏切データを調査し、今後の踏切対策の効果の検証を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
河川事業等における環境影響評価手法等検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.8	(財)ダム水源環境整備センター 東京都千代田区麹町2-14-2 麹町NKビル	平成23年4月27日に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布され、これまでの環境影響評価の手続きに、配慮書や報告書等の手続きが新たに追加されることになった。この法律は平成25年4月に完全施行されるため、水管理・国土保全局では、所管している4つの関係する省令を完全施行に合わせて改正する必要がある。 本業務は、配慮書や報告書等の手続きに必要な、計画段階配慮事項や環境保全措置の事後調査等に関する必要な項目を収集し、主務省令の改正に必要な事項の整理・検討を行うものである。 業務の実施にあたっては、配慮書や報告書等の環境影響評価の手続きに関して幅広い知見を持つとともに、その知見と専門的な技術を用いて計画段階配慮書や環境保全措置の事後調査等に関する検討をする必要があるため、企画提案させることが必要であった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)ダム水源環境整備センターの提案は、特定テーマに関する企画提案の実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)ダム水源環境整備センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	13,776,000	13,755,000	99.8%	4	特財	国所管	1	本契約の最終支出額は、12,442,500円である。	本業務は、局所管省令の改正にむけた検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきたが、一者応募となっているものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
平成24年度 公共工事における企業の技術力の評価手法に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.14	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	これまで、「国土交通省直轄事業における品質確保の促進に関する懇談会」や「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」等において公共工事の建設生産システムの改善策に関する検討をする中で、競争参加資格審査や総合評価落札方式における企業の技術力の適切な評価手法に関する方策について検討してきたところである。本業務は、それらの検討状況を踏まえ、競争参加資格審査や総合評価落札方式における企業の技術力の評価方法等の改善に向けた基礎資料の作成及び検討を目的とするものである。本業務を遂行するにあたっては、競争参加資格審査の技術評価点の算定式について、過去の算定式の相違点や課題について詳細に把握するとともに、技術評価点と各等級に位置づけられた企業の関係の妥当性等について分析することが重要であるため、わが国の入札契約制度に関する基礎的な知識もさることながら、競争参加資格審査について分析をするための技術力を有していることが必要である。 このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書が、具体的に実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。 したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4の第3号の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	16,075,500	15,991,500	99.5%	2	特財	国所管	2		本業務は、公共工事における品質確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに適切な参加要件の設定、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			継続支出の 有無
逆走防止装置の効果検証業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.14	(財)国土技術研究センター	本業務は、逆走防止装置の効果に影響を与える設置位置について分析し、より効果的な逆走防止対策も含めた効果や課題について分析し、逆走防止装置と一体的に整備することにより、逆走防止効果を高める対策を提案することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、逆走防止装置の効果的な設置条件や、他の逆走防止対策も含めた課題について検討する能力を有する事が求められることから、実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 その結果、上記業者は、企画提案内容の的確性及び実現性、配置予定技術者の業務実績及び業務実施手順の妥当性等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	14,742,000	14,700,000	99.7%	2	特財	国所管	2		本業務は、逆走防止装置の効果に影響を与える設置位置について分析し、より効果的な逆走防止対策も含めた効果や課題について分析し、逆走防止装置と一体的に整備することにより、逆走防止効果を高める対策を提案するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
ASEANにおける交通分野に係る安全・安心に関する協力事業一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 重田 雅史 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.23	(社)海外運輸協力協会 東京都中央区日本橋浜町1-5-13	本事業においては、交通分野に係る安全・安心に関する協カインシアチブの日ASEAN交通大臣会合での承認を目指し、ASEANの交通分野における安全に関する基準・規制の現状と改善に向けた我が国への協力のニーズを把握するため、ASEANにおける交通分野での事故の発生状況・原因、安全基準・規制の現状や交通インフラのオペレータ等が抱える問題意識等についての調査を行う。また、ASEAN各国の交通担当省の次官級クラスを招聘して交通政策会合を本年夏頃に開催し、ASEANの政策立案者の問題意識を聴取するとともに、前述の調査結果に基づく今後の具体的な協カインシアチブ案を提案し意見交換を実施する。さらに、これらの活動の結果を踏まえ、我が国の強みを活かした安全基準・規制に関する分野における協力について、提言案を作成する。 ASEANにおける安全規則は関係機関が多岐に渡る、規則が形骸化し慣習に則り運用されていることも多く、当省において問題の所在を正確に把握することが困難である。また、経済発展の度合いが異なるASEAN地域の各国事情を踏まえた上で提言を取りまとめる必要がある。さらに、日本の民間事業者が個別に蓄積している安全対策に関する知見等民間からの視点と適切に組み合わせてASEAN側において実現可能な提言を取りまとめる必要がある。このため本事業の実施においては、企画提案を募集し、民間企業等のアイデアや専門的な知見を活用して最適な効果や成果を出すことが必要不可欠である。 今般、選定された社団法人海外運輸協力協会は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	11,999,646	11,999,172	100.0%	3	特社	国所管	1		本業務は、安全・安心に関する協力事業を実現するという政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきているが、一者応募となっているものである。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
都市公園事業における計画段階評価手法等に係る調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.5.30	(財)日本緑化センター 会長 鈴木正一郎 東京都港区赤坂1-9-13	公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」において計画段階における事業評価(計画段階評価)が導入することとされた。 本業務は、都市公園事業での実施に向けて、その評価手法を検討し、都市公園事業の事業評価手法の見直しに反映させることを目的としている。 計画段階評価は都市公園事業では新たな事業評価の取組となるため、その手法の検討に当たっては、従来の事業評価に係る知見だけでなく、多角的な観点からの高度な検討が求められることから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。 委託先選定に当たっては、平成24年4月12日から平成24年5月2日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施した。期限までに4者から提出された企画提案書を審査した結果、財団法人 日本緑化センターの企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者であることが確認できていると企画競争有識者委員会にて特定されたものである。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、財団法人 日本緑化センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,479,500	14,385,000	99.3%	2	特財	国所管	4		本業務は、公共事業における透明性等の向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
平成24年度台湾における訪日教育旅行促進事業	支出負担行為担当官 觀光庁次長 又野 己知 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.1	(公財)交流協会 東京都港区六本木3-16-33	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、台湾教育旅行関係者への説明会、訪日台湾教育旅行関係者の招請、WEBを活用した情報提供を通じ、台湾からの訪日教育旅行の一層の拡大を図ることを目的とするものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	29,659,591	29,659,591	100.0%	3	公財	国所管	1		本事業は、台湾からの訪日教育旅行の一層の拡大といった政策目的のために必要な支出であるが、これまでに参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、を行うなど、競争性を高める取り組みを実施してきているが、未だ一者応募となっているものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど更に競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
平成24年度大規模災害に迅速に対応可能な無人化施工技術の検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長 中島 正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.6	(特財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚2-15-6 ニッセイ音羽ビル4F	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 (企画競争)	10,993,500	10,920,000	99.3%	2	特財	国所管	1		本業務は、災害の防止・減災を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
広域的な幹線道路ネットワークの整備・管理のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.6	(財)国土技術研究センター	本業務は、高規格幹線道路をはじめとする広域的な道路ネットワークについて、緊急性・優先順位等を含めた今後の整備・管理のあり方について検討するものである。本業務の実施にあたっては、道路ネットワークが受け持つ役割の分析や定量的に評価する指標の検討に豊かな経験と高度な知識が求められることから、実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 その結果、上記業者は、企画提案内容の的確性及び技術者評価ヒアリング時の専門技術力等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の業者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	29,988,000	29,925,000	99.8%	2	特財	国所管	2		本業務は、高規格幹線道路をはじめとする広域的な道路ネットワークについて、緊急性・優先順位等を含めた今後の整備・管理のあり方について検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
道路管理の効率化のための情報プラットフォームに関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.7	(財)国土技術研究センター	本業務では情報プラットフォームの検討に合わせた道路管理の効率化を実現するため、各種情報施設の効率化や通行実績情報等の拡充による情報収集能力の強化や、各種情報の集約・共有を可能とする情報プラットフォームによる情報の管理・提供のあり方について検討する。 本業務を遂行する者は、道路管理における情報管理・提供の現状を調査する能力に優れ、プローブ情報等を活用したリアルタイム情報収集の活用について知見を有している必要がある。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を求めて、それを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 随意契約先選定にあたっては、本業務に係る企画提案書を募集し、期限までに4者から提出された企画提案書を審査した結果、他者に比べて優位であった財団法人国土技術研究センターを本業務を行う唯一の相手先として特定したため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	39,648,000	39,585,000	99.8%	2	特財	国所管	4		本業務は、情報プラットフォームの検討に合わせた道路管理の効率化を実現するため、各種情報施設の効率化や通行実績情報等の拡充による情報収集能力の強化や、各種情報の集約・共有を可能とする情報プラットフォームによる情報の管理・提供のあり方について検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
水害被害分析支援システム高度化検討等業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.14	(財)河川情報センター 東京都千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル	本業務においては、水害統計調査に関し、地方公共団体及び公益事業者が効率的かつ効果的に調査を実施できる態勢を整え、調査精度を継続して確保するため、水害統計調査の実態や現行の水害統計調査調査要領等の課題を調査・分析し、昨年度実施した代替調査手法を踏まえ、ヒアリングを行い、水害統計調査調査要領等の見直し及び水害被害分析支援システムの機能について充実にむけた検討等を行うものである。 本業務の実施に当たっては、水害統計調査を実施する上での課題の調査・分析、調査関係図書等の全体構成の明確化及び見直しの検討、かつ集計を行うシステム機能追加等を実現するための高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続を行った。 その結果、(財)河川情報センターの企画提案は特定テーマに対する的確性、実現性等の観点から、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)河川情報センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	13,429,500	13,335,000	99.3%	3	特財	国所管	2		本業務は、水害統計調査といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
河川事業の評価手法に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.14	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、昨今の河川事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、効果的な事業評価を実施していくため、社会的情勢の変化、関連する調査・研究の進展、最新データ、国民への分かりやすさ等の観点から河川事業の評価手法の改善等に向けた調査・検討を行うものである。 本業務の実施に当たっては、費用対効果分析を含む河川事業の評価手法に関する高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続を行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は特定テーマに対する的確性、実現性等の観点から、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	14,962,500	14,910,000	99.6%	2	特財	国所管	1		本業務は、河川事業の評価手法の改善等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきたが、一者応募となっているものである。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
H24-26渡良瀬遊水地内保全業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H24.6.21	(特財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 栃木県栃木市藤岡町藤岡1778	政府調達に関する協定第15条の1(b)国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号 渡良瀬遊水地は東京から60km圏内にありながら、ラムサール条約の潜在的候補に選定される多様な自然環境が残された貴重な湿地環境を有するとともに、年間100万人の利用者が訪れるオーフンスペースとして親しまれている。 本業務は、渡良瀬貯水地における貴重な湿地植物の保全・再生を基本とし、区域内の植栽や施設等の運営維持管理を一元的に行うものである。 本業務を遂行するには、利用者の利便性向上や適正な利用指導を図るための区域内における貴重種の保全・再生及び、植栽管理や利用者サービスの提供等、多岐にわたる業務について、企画・立案・実施を総合的な調整のもと、管理を行う必要があることから、管理運営方針や湿地植物の保全・再生にかかる留意点等の企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団は、企画提案書において、総合的に優れた提案を行った者であり、契約を締結するものである。	322,003,500	318,150,000	98.8%	5	特財	国所管	1	本契約の最終支払額は、328,335,000円である。	本業務は、湿地植物の保全、施設等の管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに参加条件の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施してきており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
復興工事における現場配置技術者等の実態調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.6.22	(財)国土技術研究センター	企画競争 会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 本業務を行うためには、建設工事に係る技術者制度に関する知識と経験が必要であるため、本業務の円滑かつ着実な遂行を図る観点から、業務の実施方針、フローチャート、工程計画についての提案と、「現場配置技術者の配置実態調査手法の提案」を特定テーマとする企画提案書を公募し審査することとした。 企画提案書は2者から提出され、その内容について「調査体制」「実施方針・実施フロー・工程表」「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行い、提案書の特定にあたっては有識者委員会の意見を聴取した。 その結果、財団法人国土技術研究センターの提案は、「実施方針・実施フロー・工程表」については目的、条件、内容が簡潔に表現されており理解度が高く、「特定テーマに対する企画提案」については、具体性、実現性及び独創性のいずれの評価項目についても妥当な内容であり、他社の提案より優秀であった。 以上のことから、当該業務の実施者として財団法人国土技術センターを選定することとした。	12,096,460	12,075,000	99.8%	1	特財	国所管	2		本業務は、復興工事における適正な施工を確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
官民連携制度を活用したまちづくり推進検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.4	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本調査では、制度を活用する可能性のある地域を対象として、制度活用のための詳細な情報提供や情報収集を行い、官民連携制度の活用を促すための、全国に適用可能な地域における課題解決方法及び推進方策を明らかにすることを目的とする。 業務の執行に当たり、特に都市再生特別措置法に基づく官民連携制度に精通しているとともに、制度の活用について、ケーススタディを実施する全国の市町村に対して支援を行う能力・体制を有していることが不可欠であることから、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の分析方法について広く提案を得て、それを評価し優れた提案を選定する企画提案を経て発注することが適切であるため、当該手続きをもって行った。 本業務に係る企画提案書の公募を実施し、企画競争実施委員会及び有識者委員会において審査を行った結果、財団法人 国土技術研究センターから提出された企画提案書は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性、独創性があるものと判断されるとともに、優れていると判断されることから、同社を特定するに至り、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。	14,999,250	14,962,500	99.8%	2	特財	国所管	7		本業務は、都市再生・地域再生の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			継続支出の 有無
歩行意欲と歩行環境・街路空間のあり方等に関する調査業務	支出負担行為担当 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.4	(財)都市づくりパブリックデザインセンター 東京都文京区音羽2-2-2 アベニュー音羽2階206号	本業務は、歩行を増加させるための安全で快適な歩行環境を形成する取組前後での効果を把握し、施策立案の検討についてとりまとめることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、歩行者や自転車に配慮した道路整備に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続を行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、地域の住民の外出率や歩行距離を向上させる取組について、業務実績を踏まえるとともに既往研究成果も参照して、種々の提案がなされており、その有効性が認められることや、調査対象地区を数多く選定するとともに、調査手法についてもアンケート調査だけでなく、交通量調査や歩数計調査により施策効果に対する数値データ取得を提案しているなど、的確性、実現性があり、企画競争実施委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき財団法人都市づくりパブリックデザインセンターと随意契約を行うものである。	13,975,500	13,849,500	99.1%	5	特財	国所管	6		本業務は、本事業は、都市内公共交通機関の整備といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策等の次期枠組み対応等検討調査	支出負担行為担当 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.4	(財)都市緑化機構 理事長 奥水 肇 東京都千代田区外神田2-15-2	本業務は、都市緑化等による温室効果ガス吸収量の気候変動枠組条約事務局への日本国報告にかかる算定及び算定方法の精度向上に資する検討を行うとともに、地球温暖化対策のための京都議定書目標達成計画の実施及び国内外の地球温暖化対策に関する動向を踏まえた第1約束期間以降の枠組みにおける都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定方法等に関する検討を行うことを目的とする。 このことから、本業務の発注については、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し優れた提案を選定する企画競争を経ることが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。 請負先選定に当たっては、平成24年5月2日から平成24年6月11日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施し、期限までに1者から提出された企画提案書を審査した結果、財団法人都市緑化機構の企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者であると確認ができ、企画競争有識者委員会にて特定されたものである。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、財団法人都市緑化機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	20,947,500	20,895,000	99.7%	1	特財	国所管	1		本業務は、都市緑化等の推進による地球温暖化対策といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施している。今後も引き続き同様の取組を実施し、一者応募の解消に取り組みをものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
LRT等の公共交通利用促進に向けた安全性向上に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.4	(社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1 クロセビア本郷4・5階	本業務は、LRTの導入空間の方式による、安全性の確保を始めとした課題とその解決方策を検討し、LRT導入を検討している地方公共団体に対して情報提供することにより、LRT導入の促進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、公共交通の利用促進に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったことである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、必要なキーワードである、沿道の土地利用に関する留意点が適切に示されていることや、サイドリザーベーション方式の具体的な検討事例を用いて、解決方法に関する提案がされているなど、的確性、実現性があり、企画競争実施委員会にて当該法人を選定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき社団法人日本交通計画協会と随意契約を行うものである。	14,679,000	14,595,000	99.4%	2	特社	国所管	2		本業務は、健康まちづくりといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
奄美群島における多様な主体の連携による着地型観光推進に関する調査	支出負担行為担当官 国土交通省国土政策局長 東京都千代田区霞が関2-1-2	H24.7.6	(公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	本業務は、奄美群島の特性に着目した着地型観光の推進体制、適切な二次交通の確保方策、実効性の高いエコツアーガイド登録・認定制度について検討し、地元観光産業関係者を中心とした持続的な成長のための体制構築を目的として行うこととしている。そのためには、奄美群島の観光資源に関する専門的知見を有し、奄美群島における観光素材の最も効果的な活用を図るための課題や、地域におけるコーディネートを担う人材の持続的かつ安定的な育成を行うための課題を的確に抽出し総合的に分析ができる専門家が求められている。 一般競争入札(最低価格方式)では、奄美群島の特性等についてのどの程度理解しているか確認する手段がなく、本業務の履行及び成果の質の低下が懸念される。 このため、本件調査業務の契約の相手方の選定方式については、企画競争の手続きを採用する。以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,802,000	11,799,900	100.0%	-	公財	国所管	3		本業務は、奄美群島の振興開発の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
平成25年法人土地・建物基本調査に係る母集団整備手法の検討等及び標本設計等業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.10	(公財)統計情報研究開発センター 東京都港区南青山6-3-9	企画競争 会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 本業務においては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月)等の指摘をふまえ、「平成25年法人土地・建物基本調査(仮称)」を円滑に遂行するために、的確な母集団整備、標本設計を確率することが重要であり、そのための母集団となる情報の把握と内容を整理し、母集団整備手法を確立するとともに、適正な階層分け、標本配分、標本抽出手法を検討・確立するものである。また、別途土地市場課で実施している「企業の土地取得状況等に関する調査」の母集団整備業務と連携し、今後の母集団整備の方向を検討するものである。 本業務は、第5回調査の回収率の向上につながり精度を向上するために必要な業務であり、本業務を適切に遂行するためには、推計手法等の統計理論に対する知見を有するとともに、業務内容を十分理解した上で、業務を効果的・効率的に実施できるノウハウを有している者であることが必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、公益財団法人統計情報研究開発センター1社から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分理解していると同時に、統計理論に対する豊富な知識を有していることから、本業務を実施するための適切な業務遂行能力があると判断し、契約の相手方として財団法人統計情報研究開発センターとの随意契約を行うこととした。	16,485,000	15,863,925	96.2%	1	公財	国所管	1		本業務は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきているが、一者応募となっているものである。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
建設技術に係る調査、整理及び分析業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井 健 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.20	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は国土交通省における技術研究開発の総合的評価及び今後の方向性を検討するために、これまでの技術研究開発等の実施状況の整理・分析・とりまとめ、国内外の行政機関及び研究機関並びに国内の関係業界団体及び学会における技術研究開発動向について調査・整理・分析を行うことを目的とする。本業務を遂行するにあたっては、国土交通省における技術研究開発及び推進方策の実施状況の整理・分析・とりまとめ、国内外の技術研究開発動向の調査・整理・分析、関係業界団体及び学会における技術研究開発動向の調査・整理・分析を行うための知識と能力、技術力を有することが必要である。 このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。 上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書は、妥当な企画提案として、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地を踏まえ、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。 したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4の第3号の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	15,204,000	14,952,000	98.3%	2	特財	国所管	1		本業務は、技術研究開発の方向性を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに適切な参加要件の設定、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施してきているが、未だ一者応募となっているものである。今後は、業務内容の精査、契約準備期間の確保に取組むなど更に競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
道路交通と沿道環境に関する 調査検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.23	(財)道路環境・道路空間研 究所	本業務は、騒音や大気汚染物質等に関する環境基準の設定・改定に当たっての科学的根拠等の整理をするとともに、高齢者、子供、喫煙者、糖尿病患者などの感受性の高いグループと騒音、大気汚染による健康被害との関連の調査等を行い、これらを踏まえ今後の道路環境訴訟に及ぼす影響などについて検討を行うものである。 本業務を遂行する者は、我が国の道路環境訴訟の経緯等について精通し、また、国内外における騒音や大気汚染物質による健康影響等に関する知見や環境基準と受忍限度の関係把握することにより道路環境訴訟へ及ぼす影響の検討が可能な能力を有していることが必要である。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の調査・検討方法について、広く提案を求めて、それを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 提案書の提出は2者からあったが、ヒアリング、実施方針、特定テーマに対する技術提案等において、他者に比べ優位であった財団法人 道路環境・道路空間研究所が本業務を的確に遂行する高度な能力は十分にあるとの審査結果となったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	24,874,500	24,780,000	99.6%	2	特財	国所管	2		本業務は、騒音や大気汚染物質等に関する環境基準の設定・改定に当たっての科学的根拠等の整理をするとともに、高齢者、子供、喫煙者、糖尿病患者などの感受性の高いグループと騒音、大気汚染による健康被害との関連の調査等を行い、これらを踏まえ今後の道路環境訴訟に及ぼす影響などについて検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
下水道における創エネ・省エネ対策の実態調査・導入促進支援業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.25	(財)下水道新技術推進機 構 東京都新宿区水道町3-1	本業務は、下水道における創エネ・省エネ対策の実態を把握し、導入促進を図るため、エネルギー化技術導入事例の効果検証及びその普及促進を行うとともに、省エネ対策の指標となるベンチマーク指標の検討を行い、加えて、総合的な対策による温室効果ガス排出削減方策についても検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、下水道における創エネ・省エネ対策の実態調査・導入促進について、今後導入拡大が見込まれる創エネ・省エネ技術や、下水の処理プロセスとエネルギー使用の実態の関係性に係る知識が必要不可欠であることから、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)下水道新技術推進機構の提案は、効果検証を行う技術が具体的に記載されているとともに、ベンチマークの検討に当たって、処理プロセスの考慮だけではなく、技術動向に係る企業ヒアリングの実施や特異的なデータの排除等、実現性の高い提案を行っているため、妥当であるとして企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)下水道新技術推進機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	12,012,000	11,959,500	99.6%	2	特財	国所管	3		本業務は、下水道における創エネ・省エネ対策といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数		継続支出の 有無	
都市再生整備計画事業の事業 評価手法検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.7.30	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル8階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 都市再生整備計画に基づくまちづくりについては、市区町村が自主的・主体的に事前にまちづくりの目標及び当該目標の達成状況を定量的に把握するための指標とその数値目標を設定した上で、事業終了時に行う事後評価において、数値目標の達成状況等から交付金事業の成果を踏まえて新たな課題への対応策を検討し、今後のまちづくりに活用するというPDCAサイクルを重視している。 そこで本業務においては、事業効果を定量的に把握すると共に、事業完了地区におけるその後のまちづくりの状況等を把握することでPDCAサイクルによる事業効果について定量的・定性的に整理・分析し、市町村にとってより説明性が高く効果を示せる指標を検討することを目的としており、まちづくりに関する事業評価及び事業効果分析を行う上での高度な知識や経験が必要とされる。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得て、それを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続きを行ったところである。 請負先選定にあたっては、平成24年6月20日から7月10日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、19者が業務説明書の交付を求め、5者から企画書の提出があった。提出のあった5者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案が、他社と比べて優れていることから、同法人が特定された。 したがって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき同法人と随意契約を行うものである。	26,134,500	25,987,500	99.4%	2	特財	国所管	5		本業務は、継続的なまちづくりといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
河川環境政策の国内外への情報発信に関する検討等業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.8.1	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	本業務は、河川流域における生態系の保全・再生等の河川環境政策について効果的・効率的な国内外への情報発信について検討し、今年10月に予定されているIMF・世界銀行年次総会に合わせた情報発信方策の検討及び運営補助を行うものである。 業務の実施にあたっては、河川環境政策に関する国内外への情報発信や国際会議に関する幅広い知見を有し、それら知見を活用した高い専門性に基づく検討が必要不可欠であるため、企画提案させることが必要であった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(公財)日本生態系協会の提案は、特定テーマに対する的確性、実現性、ヒアリングにおける専門性、取組意欲について評価が高く、他社と比べて最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(公財)日本生態系協会と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	10,909,500	10,815,000	99.1%	-	公財	国所管	3	本契約の最終支出額は、11,665,500円である。	本業務は、河川流域における生態系の保全等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
河川管理施設の構造基準等に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.8.2	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務では、河川管理施設等構造令や工作物設置許可基準(以下「河川管理施設の構造基準等」という)の解説資料について、東日本大震災を踏まえてとりまとめた河川管理施設の構造・操作に関する提言や河川砂防技術基準維持管理編(河川編)の関連通知等に関する現場での運用事例等を踏まえ、統一的な運用方針に関する検討を行い、河川管理施設の構造基準等に係る解説資料の見直し案を有識者等の意見も踏まえながらとりまとめるものである。 業務の実施にあたっては、河川管理施設の構造基準等に関する現状の課題分析等を実施する能力が求められる他、施設の維持管理に関する視点や操作の確実性、安全性を踏まえた構造基準等の解説資料の検討や有識者等からの意見聴取を行うなど、極めて専門的な技術が求められることから、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案では、業務遂行の的確性と実現性が示されたことから、優れている者であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	19,446,000	19,425,000	99.9%	2	特財	国所管	1		本業務は、河川管理施設の構造基準等の見直しといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施できているが、未だ一者応募となっているものである。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数		見直し の有無	継続支出 の有無
総合的防災対策のための広域的な津波分析調査業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.8.6	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計面部会による緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」(平成23年7月)を踏まえ、制定・施行された「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)に対応することを目的としている。 このため、契約の相手方には、同法第8条に基づく「津波浸水想定」や総合的な津波対策におけるその位置づけや意義についての知見、本業務を適切に実行するための相応の実績及び実施体制等が求められる。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は特定テーマに対する的確性の観点から最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	13,996,500	13,996,500	100.0%	2	特財	国所管	2		本業務は、大規模津波対策といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
平成25年地価調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.8.8	(公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15	企画競争 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等に当たっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。 また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,700人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から提出された企画提案書の内容を評価基準に基づき評価を行い、企画競争有識者委員会からの意見聴取を踏まえた上で企画競争実施委員会が審議した結果、鑑定評価書のインターネット公開に対する対応について、問い合わせ対応手順や問い合わせ内容に応じた回答ルールの作成において「想定問答集」や「鑑定評価書の用語説明・見方」の作成など具体的な提案が行われており、特定テーマに対しても優れた企画提案を行っていることから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を契約の相手方として最適格者であると判断し、特定したものである。	144,375,000	142,882,950	99.0%	1	公社	国所管	1		本業務は、全国の標準地の正常な価格を公表といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組みを実施してきているが、未だ一者応募となっており、今後の、契約準備期間の確保に取組みなど更に競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
河川・水資源に関する国際共同研究に係る調査業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.8.9	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、第6回世界水フォーラム(平成24年3月12日～17日)において締結された日本・中国・韓国の3カ国間での水関係協会協力文書による合意を踏まえた共同研究の実施にあたり、国際社会においてその研究成果が広く活用されることを念頭に、国際共同研究の支援を行うことを目的とする。具体的には、諸外国の河川・水資源に関する計画や投資、その効果に関するデータの収集・分析等、中国、韓国、米国の二国間会議等を通じた意見交換の支援を行うものである。 本業務の実施にあたっては、共同研究を国際社会において活用されるようなものとするため、国際社会の潮流を把握し、我が国のみならず、関係各国の自然条件・社会条件を把握した上で、関係者間の調整を行う能力が必要であることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は本業務において必要な視点、考慮すべき主要事項等を的確に捉えており、実現性の観点から最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行する唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	22,984,500	22,785,000	99.1%	2	特財	国所管	3		本業務は、国際共同研究の支援といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の 有無	
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数				
平成24年度新技術活用システム改良検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井 健 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.8.20	(財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚2-15-6	本業務は、新技術活用システムの実施状況、利用者のニーズ、効率化にむけた問題点を把握し、質の高い技術情報を提供できる新たな新技術活用システムの構築について提案することを目的とする。あわせて既存の新技術情報提供システムの機能を見直し、新たな新技術活用システムに対応したデータベースを試行的に構築する。本業務を遂行するにあたっては、新技術活用システムの実態把握や運用面及び制度面における課題の抽出・改良方策の検討を効率的に行うために必要な知識と能力、及び技術力を有することが必要である。さらに、これらの作業に基づき新技術の更なる活用促進を目的とした、新たなシステムを試行的に構築するための企画・資料作成を行えることが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人先端建設技術センターの企画提案書が、具体的かつ実現可能な企画提案として、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地を踏まえ、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4の第3号の規定により、財団法人先端建設技術センターと随意契約を行うものである。	14,710,500	14,700,000	99.9%	3	特財	国所管	1		本事業は、新技術システムを改良するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに適切な参加要件の設定、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施してきているが、未だ一者応募となっていないものである。今後は、業務内容の精査、契約準備期間の確保に取り組みなど更に競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
平成24年度 効果的・効率的な交通安全対策の推進に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.8.27	(財)国土技術研究センター	本業務は、通学路をはじめとする生活道路における効果的・効率的な交通安全対策の推進に関する検討、現在の社会資本整備重点計画のフォローアップ調査及び分析、社会資本整備重点計画の見直しに伴うデータ収集及び基礎資料を作成するものである。本業務の実施にあたっては、生活道路における交通安全対策等に関する豊かな経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点を置いて評価する必要があることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会及び、道路局企画競争有識者委員会を実施したところである。提案書を提出したのは上記の者を含め2者あったが、ヒアリング(専門技術力の確認、取組姿勢、コミュニケーション力)、並びに業務の実施方針及び手法において優れており、総合的に評価の高かった上記の者が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。以上のことから、当該業務の実施者として、上記の者を選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	14,878,500	14,805,000	99.5%	2	特財	国所管	2	本契約の最終支出額は、16,852,500円である。		本業務は、通学路をはじめとする生活道路における効果的・効率的な交通安全対策の推進に関する検討、現在の社会資本整備重点計画のフォローアップ調査及び分析、社会資本整備重点計画の見直しに伴うデータ収集及び基礎資料を作成するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
平成24年度 安全・快適な歩行空間の創出に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.9.4	(財)国土技術研究センター	本業務は、特定道路の整備状況等の歩行空間のバリアフリー化の現状を把握するとともに、地方公共団体の取組促進に関する検討等を行うことで、安全・快適な歩行空間創出の推進に寄与することを目的とする。本業務の実施にあたっては、歩行空間のユニバーサルデザインに係る高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点を置いて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会及び道路局企画競争有識者委員会を実施した。提案書を提出したのは上記の者を含め4者あったが、技術者の業務実績、経験及び能力(ヒアリング)、業務実施方針及び手法等、特定テーマに対する技術提案が優れており、総合的に評価の高かった上記の者が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。以上のことから、当該業務の実施者として、上記の者を選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	14,752,500	14,752,500	100.0%	2	特財	国所管	4	本契約の最終支出額は、14,721,000円である。		本業務は、特定道路の整備状況等の歩行空間のバリアフリー化の現状を把握するとともに、地方公共団体の取組推進に関する検討等を行うことで、安全・快適な歩行空間創出の推進に寄与することを目的とするといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数		継続支出の 有無	
観光中核人材育成事業(人材育成手法の策定等)	支出負担行為担当 観光庁次長 又野 已知 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.9.7	(公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、観光地域づくりを自立的かつ継続的に行っていくにあたり、その中核となる人材の育成が重要であることに鑑み、そのような人材を育成するため、「観光地域づくり人材育成ガイドライン」や人材育成手法(カリキュラム・人材育成教材)を総合的に整理した上、地域における実用性向上を図るための活用を引き寄せ、地域に展開して試行することなどにより、地域の自立的な人材育成の仕組みづくりに向けたりまとめ等を行うものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	26,994,994	26,994,994	100.0%	-	公財	国所管	2		本業務は、地域の中核を担う人材の育成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
地域観光イノベーションに係る調査事業	支出負担行為担当 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.9.7	(公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 旅行者のニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築に際する観光地域づくりの先進的取組に対して調査・支援を行い、普及・促進を図っていく必要がある。 このため、これまでの先進取組事例の収集や実証実験等を行うことを通じて、観光地域づくりに寄与するものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	22,977,427	22,977,427	100.0%	-	公財	国所管	2	本契約の最終支出額は、23,062,327円である。	本業務は、先進的な取組モデルの構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施してきているが、未だ一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど更に競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
平成24年度 車両の総合的な安全性向上に係る基準のあり方に関する調査研究	支出負担行為担当 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.9.21	(公財)鉄道総合技術研究所	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 鉄道の技術基準においては、列車の安全な走行を確保するため、過去の事故等を踏まえ施設や車両との関係について種々規定が設けられているところである。 近年、車両性能の向上のため車体の軽量化等が進んできている中、平成18、19年に列車が満車でしかも高い速度で曲線を通じた時に、車両側面とホーム側面が接触する事故が発生したことから、走行安全性に関わる車両と地上設備の関係について再検証する必要性が生じてきている。 このため、鉄道車両特有の走行挙動等を調査・整理し、各種条件を加味したシミュレーション解析手法を確立するための調査を行う。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	18,951,227	18,900,000	99.7%	1	公財	国所管	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施してきているが、未だ一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど更に競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成25年度で終了する事業である。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
平成24年度 道路関連施策に対するニーズ等調査手法検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.9.24	(財)国土技術研究センター	本業務は、道路利用者等のニーズ等を適切に把握し、その結果を効果的に道路関連施策に反映させるため、ニーズ等の調査手法について検討し、調査を実施するものである。 本業務の実施にあたっては、調査を実施するに当たっての留意点(サンプル抽出、設問や選択肢の設定 等の検討など、豊かな経験と高度な知識が求められることから、本業務を実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 その結果、上記業者は、企画提案内容の実現性及び業務理解度、業務実施手順等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	14,826,000	14,805,000	99.9%	2	特財	国所管	4	本契約の最終支出額は、17,430,000円である。	本業務は、道路利用者等のニーズ等を適切に把握し、その結果を効果的に道路関連施策に反映させるため、ニーズ等の調査手法について検討し、調査を実施するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
ICTを活用した革新的な下水道施設管理手法に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.10.1	(財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1	本業務は、クラウドコンピューティング等ICTの活用による下水道事業の効率化・災害対策強化、及び蓄積データの情報開示や政策立案への活用について、その有効性及課題を検証すると共に、システム及びデータのあり方等について検討することを目的とする。 業務の実施にあたっては、クラウドコンピューティング等ICTの活用による下水道施設管理や改築事業等の効率化及び蓄積データの政策への反映について、ICT導入に関する留意点やICTを活用することによる下水道事業への効果に関しての専門的な知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)下水道新技術推進機構の提案は、広域管理やアセットマネジメントといったICTの活用による利点が記載されているだけでなく、データ形式の規格化やステークホルダーとの連携、セキュリティ対策などのデータの一元管理に際して必要な視点が網羅されており、さらにはデータの活用方法の検討に先立って、データ種別とステークホルダーの整理やデータの利用者数と利用方法の関係の整理をし、データを体系的に扱おうという内容が記載されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び独創性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)下水道新技術推進機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	14,994,000	14,994,000	100.0%	2	特財	国所管	6	本業務は、下水道事業のICT化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
アセットマネジメント手法を踏まえた下水道施設の長寿命化に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.10.3	(財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1	下水道整備の進展に伴い、下水道施設ストックが増大するとともに老朽化も進んでいることから、各施設において戦略的な維持管理を実施するため、長寿命化計画策定の推進を図るとともに、増大する下水道施設を効率的に管理し、下水道サービスを安定的に確保する必要がある。このため、本業務では、下水道施設全体を最適化するアセットマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定手法の検討を行う。 本業務の実施に当たっては、下水道施設へのアセットマネジメント手法の導入を検討するために必要な下水道事業の財政計画や事業計画、下水道長寿命化計画策定に関する下水道施設の更新・長寿命化手法等の高度な専門的知見を必要とするため、企画競争する必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)下水道新技術推進機構の企画提案書は、アセットマネジメント手法を導入するにあたり考慮すべき事項として、中長期経営計画やLCC最適化について記述されているとともに、下水道の長寿命化計画とアセットマネジメントの関係について適切に表現されていることから、特定しようとする者の提案は、業務の実現性が高く適当であると判断したため、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として(財)下水道新技術推進機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算決令第102条の4第3号	10,930,500	10,920,000	99.9%	2	特財	国所管	3		本業務は、下水道長寿命化計画策定手法の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
平成24年度港湾事業における企業会計手法の導入等検討調査	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.10.16	(特社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	15,006,412	14,700,000	98.0%	8	特社	国所管	3		本業務は、効率的かつ効果的な港湾の整備及び運営を実現するために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
平成24年度 鋼とコンクリートの複合構造物の設計に関する調査研究 一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.10.24	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道構造物のうち、鋼とコンクリートの複合構造物については駅部等の狭い空間で工事を行う際、強度的に優れ、施工性が良いことから近年では多く用いられている。 一方、設計に用いる基準としては平成10年に制定された「鉄道構造物等設計標準(鋼とコンクリートの複合構造物)」を用いているところであるが、制定されてから既に10年以上経過していることもあり、その間に各種技術開発により複合構造物の性能が飛躍的に向上していること、コンクリート等の他の構造物の設計法が変更されており、鋼とコンクリート複合構造物についてもこれらを踏まえた設計方法の確立が求められているところである。 本業務は鋼とコンクリート複合構造物の設計について、各種最新の知見を取り入れた性能照査型設計体系への移行を図るため調査であり、過年度において1鋼・コンクリートの複合構造物に適用可能な全体構成及び標準的な性能照査式の整理をするとともに、2新たな知見として、これまで適用範囲外としてきた高強度材料の適用等による技術的検討を進めてきた。 本年度については、昨年度までに得られた課題を踏まえ、高強度材料を適用した算定法の検討等を行い、技術基準としての整理を行い、性能照査型設計法へ導入することとしている。 本業務の実施にあたっては、合理的かつ信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道技術について豊富な知識を有し及びデータを収集し、解析できる知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	24,286,336	23,940,000	98.6%	1	公財	国所管	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきているが、一者応募となっているものである。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	有
観光地域における評価のあり方等に係る基礎検討業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.10.24	(公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務では、観光地域について一般的に評価すべき事項及び日本を代表する地域資源がある観光地域の評価すべき事項等を調査し、有識者の意見を得ながら、その測定手法について基礎的な検討を行うものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容の評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	10,942,837	10,942,837	100.0%	-	公財	国所管	5		本業務は、観光地域を評価する基礎的な検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
道路空間のグリーン化に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.10.25	(財)日本緑化センター 東京都港区赤坂1-9-13	本業務では、道路空間のグリーン化の推進に向けた考え方を整理し、道路管理者が道路空間のグリーン化を行う際の参考となる資料をとりまとめる。 (1) 道路空間の緑化の推進に向けた新たな考え方や手法の検討 (2) ヒートアイランド対策としての道路空間のグリーン化の検討 (3) 道路緑化の指標の検討 (4) 道路空間のグリーン化に関する参考資料の作成 本業務の実施にあたっては、道路緑化やヒートアイランド対策に関する調査検討に係る豊かな経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点を置いて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会を実施した。 提案書を提出したのは財団法人日本緑化センターを含め4社あったが、技術者評価、ヒアリング、実施方針その他、特定テーマに対する技術提案において評価が高く、総合的にも評価の高かった財団法人日本緑化センターが本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。 以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人日本緑化センターを選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	16,002,000	15,960,000	99.7%	2	特財	国所管	5	本契約の最終支出額は、20,160,000円である。	本業務は、道路空間のグリーン化の推進に向けた考え方を整理し、道路管理者が道路空間のグリーン化を行う際の参考となる資料をとりまとめたといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
平成24年度 諸外国における 鉄道の電磁界規制等に関する 調査研究 一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.11.15	(公財)鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市光町2-8- 38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 送電線等の電気設備から発生する電磁界による健康影響に対する社会的関心の高まりから、1996年に世界保健機関(WHO)は国際電磁界プロジェクトを立ち上げた。その成果は、WHOファクトシートNo. 322等として公表されている。 こうした状況を踏まえ、経産省は国際規格に基づき平成23年3月に電気設備に関する技術基準を定める省令を改正し、電線路や変電所等の電気設備からの交流電界による人体への健康影響の防止に関する規制を実施した。 また、国交省においても鉄道の電気設備について、本年8月より、経産省と同様の規制を実施することとしたところである。 一方、鉄道の設備については、経産省が規制した交流電界の他に、静電界や変動磁界が発生する。このため、本調査研究は、国際規格に則った諸外国の鉄道電界の人体防護に関する規制実施状況や測定方法等の詳細をはじめとして、各地域の動向等の調査を行うことにより、今後、国内における磁界規制のあり方を検討する際の参考とすることを目的としている。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知見を有しているとともに、さらに、当該調査報告をまとめるに当たって、鉄道に関する国際規格や海外の鉄道事情に精通している必要がある。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、最も高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	15,994,885	15,960,000	99.8%	1	公財	国所管	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきたが、一者応募となっていないものである。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	有
平成24年度 土木工事積算に 関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井 健 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.11.12	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、国土交通省が定める土木工事標準積算基準書について、近年、公共工事の事業量の縮減など、公共事業を取り巻く社会環境や経済情勢が大きく変化しており、そのような社会状況の変化に対応するべく、より現場実態に見合った標準積算基準とするための基礎資料を作成するものである。本業務を遂行するにあたっては、公共土木工事の積算における直接工事費や一般管理費等の算出方法を網羅的に把握するとともに、様々な要素を持つ不調・不発の発生要因について分析を行うために必要となる知識と能力、及び技術力を有することが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書が、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地も踏まえ、具体的に実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4の第3号の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	11,959,500	11,959,500	100.0%	2	特財	国所管	1		本業務は、公共工事における品質確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに適切な参加要件の設定、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施してきたが、未だ一者応募となっていないものである。今後は、業務内容の精査、契約準備期間の確保に取り組みなど更に競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
経済社会動向の変化を踏まえ た今後の港湾政策に反映させ るべきニーズの検討調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 直彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.11.28	(特社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	35,231,480	35,175,000	99.8%	8	特社	国所管	1	本契約の 最終支出 額は、 39,375,000 円である。	本業務は、港湾における物流の効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
東日本大震災を踏まえた鉄道の防災・減災に関する調査一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.11.29	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 これまでの鉄道構造物の地震・津波対策は、コンクリート構造物等の崩壊のメカニズムが明らかとなっている対策に限って実施してきたところであるが、東日本大震災において、盛土等の土木構造物の被害や津波による地下鉄道の浸水が発生したことから、これらの構造物に対する被害防止対策の実施が必要となっている。 そこで、首都圏等の路線延長が長く、複雑な地形を有している地域において、優先的に対策する箇所を選定し、効率的で効果的な対策方法を打ち出す必要がある。 しかし、盛土の崩壊のメカニズムや地下鉄道の避難の方法に関する詳細な知見を有していないことから具体的な仕様をとりまとめることができない。 このため、盛土の崩壊の危険度の高い箇所の絞り込みや地下鉄道からの避難時間の推計のために必要となる調査項目・内容・実施フローについて整理し、効果的で効率的に鉄道の防災・減災対策を実施するための調査を行う。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	29,983,201	29,820,000	99.5%	1	公財	国所管	2	本契約の最終支出額は、29,193,756円である。	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
港湾における海底土砂の取扱いに関する技術的検討業務	支出負担行為担当 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.11.30	(特社)底質浄化協会 東京都中央区新富1-12-7	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	20,275,775	20,139,000	99.3%	4	特社	国所管	5		本業務は、港湾工事の円滑な実施等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			
平成24年度 鉄道橋りょうの設計に関する調査研究 一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.12.5	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道橋りょうに関する設計は、平成16年に「鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造物)」の改正を行い、構造物ごとに求められている目的に合った性能を定めて設計を行う性能照査型設計法が導入され、新技術の導入、複雑な橋りょうの設計への対応が可能となった。 一方で、従来に比べ複雑な照査により時間と費用を要することとなり、経済的及び合理的に成果物を得るためには設計実務者の性能照査型設計法に係る、より深い理解が求められており、鉄筋コンクリート桁の照査過程における考え方や留意事項を取りまとめることが必要とされている。過年度より各種鉄筋コンクリート桁について、走行条件及び構造寸法別に試設計を行い、各々の照査結果の特性を確認するとともに、照査値に影響を及ぼす設計条件について把握を行った。 本年度については、荷重モデル及び構造解析モデルの設定の適用範囲の明確化など、設計標準に明記されていない考え方について課題として抽出し、その課題への対応について、設計標準との適合を配慮し整理することとしている。 本業務の実施にあたっては、合理的かつ信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道技術について豊富な知識を有し及びデータを集積し、解析できる知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	13,697,506	12,915,000	94.3%	1	公財	国所管	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきているが、一者応募となっているものである。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	有
平成24年度 鉄道構造物(土構造物)の延命化に関する調査研究 一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.12.5	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 我が国の鉄道は、明治5年に新橋～横浜間の開業を皮切りに明治、大正時代から現在に至るまで多くの路線が整備されているところである。これら鉄道のストックは膨大であり、建設してから100年以上経過している鉄道構造物も存在している。今後、これら鉄道構造物の維持方法については大きな課題であり、そのための延命化対策等の開発が望まれているところである。 本調査は、鉄道構造物のうち約8割を占める土構造物のなかで、全国で約20万箇所以上存在している土留め擁壁の適切な健全度評価方法、及び延命化対策について調査研究を行うことを目的としている。 土留め擁壁については、これまで目視による健全度評価のみであったが、本研究により定量的に健全度を把握し、適切な対策工を選択する手法を確立することとしており、過年度までに「土留め擁壁の健全度と相關する指標」を提案し、対策工を施した土留め擁壁について指標及び対策効果を検証したところである。 今年度については、健全度評価を実施するに必要となる指標の基準値の検討を行い、土留め擁壁の健全度診断手法の確立及び変状事例集等を含めた診断・修繕に関するマニュアルの作成を行うこととする。 本業務の実施にあたっては、多種ある土留め擁壁の健全度を評価する「指標とその基準値」の一般解を取得する必要があるため、効率的かつ信頼性を有する過程による調査の実施が必要であり、鉄道技術について豊富な知識を有し及びデータを集積し、解析できる知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	13,992,542	13,965,000	99.8%	1	公財	国所管	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきているが、一者応募となっているものである。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数		継続支出 の有無	
港湾工事における潜水作業マニュアル検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 直彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.12.6	(特社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	11,630,683	11,500,000	98.9%	6	特社	国所管	1		本業務は、改正高気圧作業安全衛生規則に伴う潜水作業の安全確保といった政策目的のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施してきており、点検の結果問題は無い。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
平成24年度 社会情勢等の変化を踏まえた道路構造のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.12.17	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、今後の道路構造基準のあり方を検討するため、自転車専用通行帯、ラウンドアバウト等の諸外国の法令等の道路構造基準における位置づけについて調査を行う。また、平成23年度の道路構造令等の改正を踏まえて、地方公共団体が道路構造令等を参酌して定めた条例における独自基準について整理し、道路構造基準に対するニーズの把握を行うものである。 本業務では、幅広い分野からの確に情報を収集し、分析を行う必要があることから、業務の効率的な検討・分析方策等について、企画競争方式による実施手続を行うこととした。 本業務に対しては、2者が企画提案書を提出し、これに基づき審査が行われた。 結果として、財団法人 国土技術研究センターが提出した企画提案書に記載された実施方針・実施フロー、特定テーマについて、業務遂行するうえで最も妥当なものであった。特に、実施方針・実施フローにおいて、諸外国の道路構造基準に関する調査や、地方公共団体の道路構造基準に対するニーズ等の実態把握について、業務内容、作業量を的確に認識しており、特定テーマに対する企画提案においても、過去の同種業務の経験を踏まえつつ、諸外国の道路構造基準に関する調査における調査対象国選出の考え方や具体的な調査方法が的確にまとめられており、同社の提案が優位なものと認められた。 以上のことから、当該業務の実施者として財団法人 国土技術研究センターを特定し、随意契約することとした。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	15,109,500	15,067,500	99.7%	2	特財	国所管	2		本業務は、今後の道路構造基準のあり方を検討するため、自転車専用通行帯、ラウンドアバウト等の諸外国の法令等の道路構造基準における位置づけについて調査を行う。また、平成23年度の道路構造令等の改正を踏まえて、地方公共団体が道路構造令等を参酌して定めた条例における独自基準について整理し、道路構造基準に対するニーズの把握を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでも競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無
訪日外国人旅行者向け免税制度に関する実態調査及び効果検討	支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.12.17	(公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、輸出免税取引制度について、我が国の制度(免税対象物品、販売場免税方式、輸出品販売場の許可制度等)の現状と諸外国の制度の実態を踏まえつつ、免税対象物品の見直し、出国時還付手続の導入の可能性も含め、より適切な制度のあり方に関する調査、検討を実施するものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。	11,986,700	11,968,195	99.8%	-	公財	国所管	7	本契約の最終支出額は、10,225,188円である。	本業務は、訪日外国人旅行者の旅行消費拡大といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数			継続支出の 有無
平成24年度公共工事の品質確保のための入札・契約方式に関する調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井 健 東京都千代田区霞が関2-1-3	H25.1.10	(財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	近年、維持更新時代の到来が見込まれるなど、社会的ニーズが変化の中で、適正施工による品質確保の観点や、担い手確保の観点、施工形態・施工技術の特性も踏まえた工種区分の見直しが必要となっている。本業務においては、国土交通省直轄工事における各工種の発注内容に関する分析を行うとともに、将来にわたって公共工事の品質を確保するための工種・等級区分の改善や工種・工事内容・工事規模に応じた適正な競争環境の構築に向けた検討を行うための基礎資料の作成を行うものである。本業務を遂行するにあたっては、公共工事の品質を確保するための工種・等級区分や入札契約制度の改善に向けて検討を行うため、競争性の確保等の様々な視点から分析を行うことが重要であることから、工種区分等に関する過去の経緯や現状の課題などが国の入札契約制度に関する知識や経験に加え、これら知識や経験に裏付けされた分析能力を有していることが必要である。 このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書が、具体的に実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。 したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4の第3号の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	16,086,000	16,012,500	99.5%	2	特財	国所管	1		本業務は、公共工事における品質確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに適切な参加要件の設定、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施してきているが、未だ一者応募となっているものである。今後は、業務内容の精査、契約準備期間の確保に取り組むなど更に競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
道路空間の良好な環境確保の取組みに関する実態調査	支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H25.1.22	(特財)道路環境・道路空間 研究所	本業務では、地域の個性を生かし、沿道空間と一体的な道路空間を利用した事例や地域による取組み事例、道路の環境改善に資する事例を収集するとともに、先導的な環境施策の導入を図った事例を収集し、調査することにより、その取組みの経緯、整備手法や効果等の成功要因を特定し、整理した上で、情報提供を行うための資料を作成するものである。 本業務の実施にあたっては、道路環境施策や道路空間の活用に関する調査検討に係る豊かな経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点を置いて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会を実施した。 提案書を提出したのは財団法人道路環境・道路空間研究所を含め4社あったが、技術者評価、ヒアリング、実施方針その他、特定テーマに対する技術提案において評価が高く、総合的にも評価の高かった財団法人道路環境・道路空間研究所が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。 以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人道路環境・道路空間研究所を選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項)	22,995,000	22,785,000	99.1%	2	特財	国所管	4		本業務は、地域の個性を生かし、沿道空間と一体的な道路空間を利用した事例や地域による取組み事例、道路の環境改善に資する事例を収集するとともに、先導的な環境施策の導入を図った事例を収集し、調査することにより、その取組みの経緯、整備手法や効果等の成功要因を特定し、整理した上で、情報提供を行うための資料を作成するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は平成24年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数		継続支出の 有無	
戦略的維持更新に向けたデータベース化に関する調査研究	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H25.3.28	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項、橋りょう及びトンネル等の鉄道構造物の維持管理については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第87条等に基づき、鉄道事業者において実施されている。一方で、明治及び大正期に開業した鉄道をはじめ、大多数の鉄道構造物については経年が進行しており、こうした鉄道構造物について、安全性を確保し維持するためにも、維持管理の方法がより効率的かつ効果的なものであるとともに、適切な時期に更新が行われる必要がある。 本事業は、事業体力の低い中小鉄道事業者においても、保有する鉄道構造物に対し、限られた予算と人員のもと、適切な維持管理を実施し戦略的な更新が図られることを目的としているため、1鉄道構造物の経年や構造法等の諸元と健全度等から適切な補修内容とその優先度を踏まえた補修計画の策定が可能となるカルテを提案し、中小鉄道事業者の鉄道構造物についてカルテを作成し、データベース化を図るとともに、2鉄道電気設備の更新については、一般的に製品メーカーの保証期間や動作回数等により判断しており、新たな更新指標として考えられる状態変化履歴や健全度等の把握による更新判断に関する検討を行うものである。 事業の実施にあたっては、鉄道構造物の材料特定、健全度の判定及びその変状の性質等に関する技術的知見を有し、更にそれらのデータを集積し、分析するとともに、対象とする鉄道事業者に応じたデータベースの構築が可能な豊富な情報と高い技能を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	29,939,692	29,925,000	100.0%	1	公財	国所管	2		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまでに参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に、契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成25年度で終了する事業である。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。